

宇部市立図書館団体貸出用視聴覚教材・機材利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市立図書館における別表1に定める団体貸出用の視聴覚教材及び視聴覚機材(以下「視聴覚教材等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体)

第2条 視聴覚教材等を利用できる団体は、別表2に定める宇部市に所在する団体とする。

2 視聴覚教材等を利用する団体(以下「利用団体」という。)は、視聴覚教材等を学校教育及び社会教育の発展に資するために利用しなければならない。

(利用手続)

第3条 利用団体が視聴覚教材等の貸出を希望するときは、視聴覚教材・機材利用申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を貸出希望日の1週間前までに、宇部市立図書館長(以下「図書館長」という。)に、提出しなければならない。

2 申請書は、貸出希望日の2か月前から受け付けるものとする。

(利用制限)

第4条 視聴覚教材等の利用にあたり利用団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人的に利用しないこと。

(2) 営利を目的としないこと。

(3) 特定の政治的又は宗教的活動のために利用しないこと。

(転貸の禁止)

第5条 貸与を受けた視聴覚教材等は、転貸、複製してはならない。

(利用の限度)

第6条 視聴覚教材等の貸出期間は、原則として1週間以内とし、1回の貸出上限は、原則として教材が4件、機材が5件までとする。

2 利用団体が視聴覚教材等を利用できる回数は、原則として1か月に1回を限度とする。

(事故の報告)

第7条 利用団体は、視聴覚教材等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を図書館長に報告しなければならない。

2 利用団体は、き損し、汚損し又は滅失した視聴覚教材等の修繕、補充等に要する経費を弁償しなければならない。ただし、図書館長が特別の事情があると認めるときは、弁償を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

視聴覚 教 材	DVD及びVHSビデオテープ（著作権処理済のもの）
視聴覚 機 材	プロジェクター、DVDレコーダー、ICレコーダー、スクリーン、暗幕、ワイヤレスアンプ、マイク、ブルーレイレコーダー、コードリール、卓上マイクスタンド

別表2（第2条関係）

学校等	社会教育団体等	公共的団体等
幼稚園・保育園 小学校 中学校 高等学校 大学 専門学校	自治会 PTA 子ども会 スポーツ少年団 消防団 老人クラブ 婦人会 ボーイスカウト ガールスカウト 青年団 他これに準ずる団体	農業協同組合 漁業協同組合 社会福祉協議会 森林組合 商工会議所 観光協会 体育協会 文化振興財団 他これに準ずる団体

様式第1号（第3条関係）

視聴覚教材・機材利用申請書 [別紙参照]